

第1 審査会の結論

実施機関の行った部分開示決定の処分は妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

- 1 審査請求人は平成29年3月8日、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号。以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「バリアフリーコーディネートシステムの会議の議事録及びその添付書類一式、バリアフリーコーディネートシステムの委員5人の経歴がわかる文書、バリアフリーコーディネートシステムの規約並びにバリアフリーコーディネートシステムの会議が『原則、公開か非公開』かわかる文書又は資料」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「倉敷市バリアフリーコーディネーター会議（児島市民病院）会議次第・会議資料・議事録、倉敷市バリアフリー市民会議委員名簿及び倉敷市バリアフリー市民会議設置要領」を特定したが、「倉敷市バリアフリーコーディネーター会議議事録（以下「本件行政文書」という。）については、各委員の意見・見解が公にされることにより、第三者的な立場による自由かつ率直な討議によって客観的かつ中立・公正な判断を行う会議の事務に支障を及ぼすおそれがあり、公開条例第7条第7号（以下「第7号」という。）に該当するため開示しないこととする部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年3月22日付け保推第703号により審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年3月25日、実施機関に対し行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。
- 4 実施機関は、公開条例第18条の規定に基づき、平成29年8月21日付け法第32号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、補正書、反論書及び意見書の記載内容をまとめると、審査請求人の主張は概ね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

実施機関が平成29年3月22日付けで審査請求人に対して行った部分開示決定処分のうち、本件行政文書を不開示とした部分を取り消し、全部開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 第7号に該当する旨の不開示理由は、失当である。

(2) 「本件行政文書は、新児島市民病院のエントランス部分の構造が変更されるに至った理由を知り得る唯一の資料であり、病院利用者である市民はこれを知り、相当の範囲内において自由な意見を陳述する権利を有している。

なお、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が形式的に不開示情報の規定に該当する場合でも、公益上特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができるが、本件行政文書はこれにあたる。

(3) 非公開会議での提案内容が、そのまま理由や経緯も明らかにされないまま、実施されることを看過すれば、病院利用者に不測の不利益を与えかねない。また、市民の行政活動に対する発言権や監視機構は失われる。

なお、会議が非公開となった理由は、開催当時、工事に係る入札が予定されていたためであり、現在は会議を非公開にする合理的理由はなくなっており、その会議の内容をまとめた会議録は当然公開されるべきである。

(4) 少なくとも変更に至った理由の部分については開示すべきである。また、公開不当の判断が支配を及ぼす箇所があるなら、該当箇所を黒く塗りつぶして公開すればよいのである。

第4 実施機関の主張要旨

部分開示決定通知書、弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 本件行政文書は、市民病院の建設に当たり、バリアフリー市民会議のコーディネーター等が助言を行う「バリアフリーコーディネーター会議」（以下「本会議」という。）について、各委員の議論（やり取り）について記録、作成したものであり、「バリアフリーコーディネートの結果について（回答）」を作成するための資料としての位置づけである。

2 本会議中の詳細な内容が開示されると、議論の変遷、各委員の意見・見解が公になる場合があり、その結果、第三者的な立場による自由かつ率直な討議によって客観的

かつ中立・公正な判断を行う本来の会議の機能が損なわれ、会議の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、本会議は市の施設の建設を新たに計画・設計する際などにおいて反復して行われるものであり、設計や建設が完了した後であったとしても、会議の内容が明らかになることは、今後の施設建設に支障を及ぼすおそれがあり、第7号に規定する不開示情報に該当する。

なお、議論を踏まえて、コーディネーター会議としての助言や意見をまとめたものとして、「バリアフリーコーディネートの結果について（回答）」を作成しており、これは公開の対象としている。

3 以上のとおり、本件処分は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第5 審査会の認定事実

審査会において、公開条例第21条第1項の規定により本件行政文書を直接見分し、認定した事実は次のとおりである。

- 1 本件行政文書は、本会議における各委員の質疑及び意見を記録した議事録であり、図面等の添付資料はない。
- 2 表形式により、出席者の発言順に記号（◎コーディネーター、●地区委員、△担当課、■事務局）とともに発言の要旨が箇条書されており、文書の表題、会議の名称、開催日時及び開催場所等の記載はない。
- 3 本件行政文書は、第三者に公開することは想定しておらず、「バリアフリーコーディネートの結果について（回答）」を作成するための資料として作成されたものと認められる。
- 4 本会議の出席者については、本件行政文書とともに開示請求された「倉敷市バリアフリー市民会議委員名簿」により開示されており、その名簿と発言内容の要旨を照合することにより、発言者を特定することができる。

第6 審査会の判断

審査会は本件行政文書を直接見分し、審査請求人及び実施機関双方から提出された書類及び実施機関からの事情聴取を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

1 第7号該当性について

第7号本文は「実施期間の行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本件行政文書は「第5 審査会の認定事実」のとおり、各委員の質疑及び意見を記録した発言の要旨であり、これが開示されて委員名簿と照合されることにより、本会議における議論の変遷や委員個人の発言が公になると認められる。その結果、発言内容について関係者等から指摘や非難を受けることなども想定され、それにより本会議の場での発言が慎重になり、第三者的な立場による自由かつ率直な討議によって客観的かつ中立・公正な判断を行う会議の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは明らかである。

審査請求人は、会議が非公開となった理由は、開催当時、工事に係る入札が予定されていたためであり、現在は会議を非公開にする合理的理由はなくなっており、その会議の内容をまとめた会議録は当然公開されるべきであると主張しているが、本会議は市の施設の建設を新たに計画・設計する際などにおいて反復して行われるものであり、工事に係る入札又は工事そのものが完了した後であったとしても、会議の内容が明らかになることは、今後の施設建設に支障を及ぼすおそれがあり、審査請求人の主張については是認できない。

2 公益上の理由による裁量的開示について

公開条例第9条は「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

審査請求人は、本件行政文書は、新児島市民病院のエントランス部分の構造が変更されるに至った理由を知り得る唯一の資料と主張するが、公開対象の「バリアフリーコーディネートの結果について（回答）」に本会議における意見は記載されており、本件行政文書について公益上特に開示の必要があるとの事情は認められない。

3 部分開示について

審査請求人は、公開不当の判断が支配を及ぼす箇所があるなら、該当箇所を黒く塗りつぶして公開すればよいのであると主張している。

公開条例第8条は「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定めている。本件行政文書はコーディネーター、地区委員、担当課、及び事務局の発言の要旨を表形式にまとめたものであるが、発言者が特定されることから、コーディネーター及び地区委員の発言要旨の全部について不開示が相当であり、

当該部分を除いた部分には、有意の情報が記録されているとは認め難い。

4 会議録の公開等に関する規定について

市においては、倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成15年倉敷市告示第35号）に基づき、審議会等の会議を原則として公開するとともに、会議録の閲覧等を実施しているところであり、本会議の開催を決定した上位組織である「倉敷市バリアフリー市民会議全体会議」はその対象となっている。

審査会としては実施機関に対し、同要綱に示す開かれた市政の実現の推進のためにも、会議の大小に関わらず全ての会議について、会議の公開・非公開、会議録公開の可否等について事前に規定を設けるよう付言しておきたい。

第7 結 論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年8月21日	諮問書、弁明書及び反論書の収受
平成29年9月13日	審査請求人からの意見書収受
平成29年10月25日	第1回目審議
	答申（案）の検討（送付による）
平成29年11月30日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 西 浦 公	岡山商科大学法学部教授
副会長 大 熊 裕 司	弁 護 士
小 塚 真 啓	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授
小 松 原 玲 子	弁 護 士
澁 谷 康 華	弁 護 士